音楽著作物利用許諾契約書

一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ダンス技術検定機構（以下「乙」という。）とは、乙が委任を受けた社交ダンス教授所（「使用料規程」第２章第１節５、使用料の適用区分・業種８のうち、別表８の１が適用される事業所をいう。以下「丙」という。）における甲管理の音楽著作物（以下「管理著作物」という。）の録音物の再生演奏による利用（ＣＤ、録音テープなど、音楽著作物を適法に録音した録音物を再生して演奏すること。以下「演奏利用」という。）に関し、以下のとおり音楽著作物利用許諾契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第１条　丙が甲の管理著作物を丙の施設内において演奏利用する場合、丙は、乙を経由して、所定の音楽著作物利用許諾契約申込書（以下「申込書」という。）を提出し、あらかじめ甲の許諾を受けるものとする。

２　前項において、丙が本契約成立以前に甲の許諾を得ないで管理著作物を利用しているときは、丙はその利用開始時以降の利用に係る使用料相当額の支払債務（以下「遡及分使用料」という。）の債務承認・支払同意書を、丙が本契約成立以前に甲との間で別途締結していた音楽著作物利用許諾契約に定める使用料の支払いを遅滞しているときは、丙は遅滞した使用料債務（以下「滞納使用料」という。）の清算同意書を、乙を経由して甲に提出し、甲と丙との間でその清算履行方法等に関する合意が成立することを本契約の効力発生の条件とする。

遡及分使用料又は滞納使用料の清算履行に関する合意がその効力を失ったときは、本契約は当然に成立時に遡って効力を失うものとする。

３　丙が第１項に定める申込書記載の利用場所以外で管理著作物を演奏利用しているときは、丙が、その演奏利用について甲の許諾を受けることを本契約の効力発生の条件とする。

４　法律の改正により消費税率が変更されたときは、使用料は、その改正に基づき、甲が新たに算定した額に自動的に改定されるものとする。

（包括的利用許諾契約・譲渡禁止）

第２条　甲は、丙に対し、本契約により、丙の施設内において管理著作物を演奏利用することを包括的に許諾する。

２　丙は、前項の許諾に基づく管理著作物を演奏利用する権利を他人に譲渡することはできない。

（許諾表示証の交付・表示義務）

第３条　甲は、丙に対し、前条第１項の許諾の証として許諾表示証（以下「ステッカー」という。）を交付する。

丙は、本契約の期間中、交付を受けたステッカーを各施設の入り口ドア等外見できるところに表示しなければならない。

２　丙が、ステッカーを紛失、汚損又は破損したときは、丙は、甲に対し、その旨を書面により届け出て、再交付を受けた上、前項の表示を回復しなければならない。

（使用料の額、支払義務）

第４条　本契約において丙に適用される月額使用料は、使用料規程（平成１７年２月２５日付け文化庁長官届出）別表８の１により算出されたものとし、同規定に定める「ダンス教師の数」及び「３０分間の教授料」は、別紙「別表８の１の運用基準」による。

２　丙が乙を経由して甲に対して支払うべき使用料は、前項により算出された月額使用料を基準として、２０％を控除して算出された額とする。

乙及び丙は連帯して、甲に対し、管理著作物の利用の有無及び回数にかかわらず、別途通知を受けた支払月の末日までに、甲の預金口座に振込送金の方法により支払う。また、その支払場所は甲の事務所とし、支払費用は乙又は丙の負担とする。

３　丙に遡及分使用料又は滞納使用料があるときは、丙は甲に対し、その遡及分使用料又は滞納使用料を、債務承認・支払同意書又は清算同意書記載の支払条件により支払う。乙は、丙の遡及分使用料又は滞納使用料の甲による徴収に協力するものとする。また、その支払場所は、甲の事務所とし、支払費用は乙又は丙の負担とする。

（使用料の減額・免除）

第５条　丙において管理著作物の演奏利用が１ヶ月を超えて継続的に不能の状態となるときは、丙は、あらかじめ書面により甲に届け出て、甲がこれを確認したときに限り、年間使用料の支払いを減額又は免除することができる。

（割引の不適用）

第６条　乙及び丙が甲に対する支払債務の履行を遅滞したときは、甲は、乙及び丙に対し、何らの通知を要せずに、遅滞した使用料を含め、以降の使用料につき、割引の全部又は一部を適用しないこととすることができる。

２　乙と丙との間の委任関係が解消された場合においても、本契約は甲と乙との間において有効に存続するが、甲は丙に対し、第４条第２項に定める割引を適用しないものとする。

（違約金）

第７条　乙及び丙が甲に対する支払債務の履行を遅滞したときは、乙及び丙は連帯して、甲に対し、支払期日の翌日から完済にいたるまで、同債務につき年２０％（１年を３６５日とする日割計算）の割合による違約金を支払う。

（利用曲目の報告義務）

第８条　丙は、甲に対し、甲の請求に従い、その指定する方法により、申込書記載の利用場所における利用曲目を記録して報告するものとする。

（利用状況等調査の便宜供与義務）

第９条　丙は、甲に対し、甲の職員又は甲の指定する者が丙の施設における管理著作物の利用状況等を調査することに便宜を与えるものとする。

２　甲が丙の施設における管理著作物の利用状況等調査のため甲の職員又は甲の指定する者を当該施設等に派遣した場合には、丙は、調査に係る書類及び関係帳票類の閲覧に同意し、かつ、調査に必要な便宜を与えるものとする。

（許諾条件の範囲を超える利用等の届出義務）

第１０条　丙が許諾条件の範囲を超え、又は申込書に記載のない利用場所、利用方法若しくは業種等で管理著作物を利用するときは、丙は、甲に対し、乙を経由して、あらかじめ所定の申込書等により届け出て甲の許諾を受けるものとする。

２　丙は、住所、氏名、電話番号その他事項に変更が生じたときは、遅滞なく、甲に対し、乙を経由して、書面により届け出るものとする。

（著作者人格権の尊重）

第１１条　丙は、管理著作物の演奏利用にあたり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他改変したり、又は著作者の名誉若しくは声望を害するなどして著作者人格権を侵害しないよう留意するものとする。

（連帯保証）

第１２条　乙は、本契約に定める丙の債務につき保証し、丙と連帯してその責めを負うものとする。

（契約期間）

第１３条　本契約の有効期間は２００５年４月１日から２００６年３月３１日の１年間とする。

（契約の更新）

第１４条　本契約は、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は丙のいずれからも相手方に対して書面による別段の意思表示のないときは、満了時の契約内容と同一の条件をもって１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（契約期間中の解約）

第１５条　丙が、甲に対し、乙を経由して、廃業又は管理著作物の演奏利用の廃止により本契約の解約を書面により申し出たときは、本契約は契約期間中であっても、甲の承諾により、その申し出た月の月末をもって合意解約されるものとする。契約期間中に合意解約となった場合、甲は、経過した期間について前払割引を適用して算定した額を充当し、残余の額を乙に返還するものとする。

（契約期間中の解除）

第１６条　本契約成立後、次のいずれかに該当する場合において、甲が丙に対して１０日の猶予期間を付した書面でその是正又は履行を催告したにもかかわらず、丙がこれを拒み又は猶予期間を経過しても応じないときは、甲は本契約を解除することができるものとする。

（１）乙の提出した申込書記載の内容が事実と異なることが判明したとき

（２）第３条第１項のステッカーの表示義務を怠ったとき

（３）第４条の支払債務の履行を２ヶ月以上遅滞したとき

（４）第８条の利用曲目の報告義務を怠ったとき

（５）第９条の利用状況等調査に対し、便宜供与を断ったとき

（６）第１０条の許諾条件の範囲を超える利用等の届出義務を怠ったとき

（７）第１１条の著作者人格権を侵害したとき

（８）その他、本契約に定める契約条項に違反したとき

２　本契約成立後、遡及分使用料又は滞納使用料の清算履行の合意を除き、乙が甲との間に締結している本契約以外の管理著作物の利用等に係る契約、合意等が解除され又は失効したときは、甲は本契約を解除することができるものとする。

（期限の利益の喪失等）

第１７条　本契約が期間満了、解約又は解除により終了したときは、丙は期限の利益を失い、甲に対し、残余の支払債務を即時に支払う。

２　丙が遡及分使用料又は滞納使用料の支払いを遅滞したときは、丙は期限の利益を失い、甲は、丙に対し、遡及分使用料又は滞納使用料の清算履行の合意を遡って解除することができるものとする。

（契約条項の内容の変更）

第１８条　本契約に定める契約条項の内容を変更する場合、甲が、乙及び丙に対し、変更内容を書面により通知したのち、乙及び丙が２ヶ月以内に書面による異議を述べないときは、乙及び丙は、変更内容を承諾したものとする。

（合意管轄）

第１９条　本契約に関する紛争については、甲の本部又は支部の所在地を管轄する地方裁判所を第１審の管轄裁判所とすることに合意する。

（個人情報の利用目的）

第２０条　甲が取得した丙の個人情報は、次の(1)、(2)のために必要な範囲以外では利用しないこととする。

(1)　音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報

(2)　音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報

ただし、上記利用目的の達成のために必要な範囲で第三者に提供する場合がある。

別紙

「使用料規程別表８の１の運用基準」

（１）教授料

使用料規定別表８の１に定める「３０分間の教授料」は、各施設が顧客に提示しているすべてのレッスン料金（３０分換算額）の単純平均とする。

（２）教師数

使用料規定別表８の１に定める「ダンス教師の数」は、下記のとおりとする。

①ダンス教授のために勤務する者であって、かつ、ダンス教授に対する対価（名目の如何を問わない。）を徴収する者を対象とする。

②上記①に該当する者で、一日の勤務時間を問わず週４日以上勤務をする者についてはその人数を１人と、週３日以内勤務をする者については０．５人として算定し、それぞれを合算した人数を「教師数」とする。

なお、１人に満たない端数が出た場合は、切り上げとする。

以上